

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
	保育科	夜・通信	8		89	97	7	
		夜・通信						
	生活文化学科 生活文化専攻	夜・通信	10		82	100	7	
	生活文化学科 食物栄養専攻	夜・通信			51	69	7	
(備考) 実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書(シラバス)において学生に示している。								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表を次のURLにて公表している。 http://www.shinai-u.ac.jp/management/post-210.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 http://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/jitumu_r4.pdf また、実務経験のある教員等による授業科目網羅的に掲載した授業計画書(シラバス)を次に掲載している。 https://a3web.ap-cloud.com/web_shinai-jc/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&opi=mt0010</p>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由) 特記事項なし

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

次のホームページで公表している。 https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-321.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/yakuinmeibo.pdf
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	宗教法人役員	令和4年5月26日～ 令和7年5月25日	ミッションスクールの経験者として運営に参画
非常勤	株式会社 取締役社長	令和4年5月26日～ 令和7年5月25日	コンプライアンス等について
(備考) 特記事項なし			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書の作成にあたっては、以下の過程と内容で行っている。</p> <p>【シラバス記載事項】 科目コード、科目名、担当者、単位、種別、開講学科・専攻、開講期、必修・選択の別、授業の概要とキーワード、実務経験と教授内容、アクティブラーニング、地域の学修、関連するDP、学修成果の領域、学生の到達目標、授業のテーマ及び内容、評価方法と基準、評価方法、領域、評価の観点、割合、教科書、参考書、課題・試験等のフィードバック、予習・復習の内容と時間、免許・資格、受講要件等、オフィスアワー等</p> <p>【作成過程とスケジュール】 12月 教務部より、各教員にカリキュラムマップ・科目コード一覧・授業担当科目一覧・シラバス様式・シラバス作成要領を配信し、以下の記載項目を含む授業計画の作成を依頼する。 2月 授業計画の提出と教務部による内容確認、修正を行う。 4月 学生ポータルに掲載 新入生オリエンテーション及び新2年生ガイダンスにて説明を行う。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>シラバスの公表方法は以下のとおりである。 4月初め:新入生オリエンテーション及び新2年生ガイダンスにおいて、説明を行う。 PDF化したシラバスを次の学生ポータルにて公開する。</p> <p>https://a3web.ap-cloud.com/web_shinai-jc/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&opi=mt0010</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

本学ではシラバスに示された成績評価の方法・基準のとおり、以下の規程に従って成績を評価し、単位を認定している。

学 則

[単位の授与]

第13条 各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、原則として、試験によるものとする。

[試験等]

第14条 試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。

2 試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。

[授業科目の評価基準]

第15条 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 本条および前2条に関して、必要とする事項は別に定める。

単位認定規程

第2条 学業成績の評価は、試験成績、諸提出物および学習活動の評価等総合し、授業科目担当者の責任において行う。学業成績評価60点未満は不合格とする。

第3条 本学における試験は、原則として次の通りに実施する。

- (1) 期末試験 原則として各期末に行う。
- (2) 再試験 講義・演習科目における学業成績評価の不合格者について実施する。ただし、通年科目は原則をして学年度末に1回行う。
- (3) 追試験 学生が病気その他やむを得ない理由により期末試験または再試験を受験することができなかつた者について実施する。
- (4) 受験科目担当者はレポート等によって前項までの試験にかえることができる。
- (5) 延期試験 学校保健安全法施行規則に定められる第一種、第二種感染所に罹患したことにより出席停止となり、試験(期末・追・再)を受験できなかった学生に対し、届出により実施する。その取扱いについては期末試験等と同等のものとする。
- (6) 臨時試験 各授業科目担当者において必要と認めた場合実施する。
- (7) 本状1から5に規定する試験を受けなかった場合は、原則として単位を認定しない。
- (8) 本学で実施する各種の試験において、不正行為が発覚したときは、別に定める細則〔単位履修における内規(平成6年3月1日一部改正施行)試験時の不正行為に関する処置、第1条～第9条〕により処分される。

第4条 各授業科目ごとの出席時間数が開講時数の2/3以上なければ、原則としてその授業科目の評価を受けることができない。

2. ただし、3項に規定する実習科目を除き、実験・実習・実技科目については、開講時間数の4/5以上出席しなければならない。
3. 学外実習を伴う実習科目については、原則として開講時数(日数)のすべてにわたり出席しなければならない。
4. 遅刻は3回をもって1回の欠席とみなす。各授業時間の1/3を経過しての遅刻は欠席となる。

第5条 受験資格を失った者は、各授業科目担当者の指示により、原則として次期の当該科目を受講した後その資格を得ることができる。

第6条 飢渴試験は一週間前に掲示予告し、各授業科目担当者が行うものとする。

2. レポート等の提出期限は厳守しなければならない。提出期限を過ぎた場合は原則として受理されない。

第7条 追試験・再試験に関する規程は、別にこれを定める。

第8条 学業成績の評価は、100点法をもってあらわす。ただし授業科目の性質によっては、この評価法によらないこともある。

2. 学業成績評価の学籍簿への記載は、秀、優、良、可、不可の評語を用い次に示す基準により点数法から換算する。

評定	評点	評価の基準
秀	90点以上	完全にあるいは想定した以上の水準で到達目標を達成できている
優	80～89点	ほぼ完全に想定された到達目標を達成できている
良	70～79点	一部課題を残すが、概ね到達目標を達成できている
可	60～69点	到達目標において、最低限の基準を達成できている
不可	59点以下	到達目標の際基準を達成するには更なる努力が必要である

3. 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった授業科目の評価は不受とする。

第9条 学業成績評価60点以上を合格として当該学年に履修した単位を認定し、60点未満を不合格として単位未認定とする。

第10条 1年次において単位未認定となった授業科目は、2年次に原則として当該授業科目を受講した後、所定の手続（第2条～第7条）を経た者について単位を認定する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
 本学では、成績評価の客観的な指標として GPA を採用し、以下の基準に基づき算定している。

和歌山信愛女子短期大学 GPA 基準

[GPA 算定基準]

- (1) 各 GPA 対象科目の得点を 5 段階 (4, 3, 2, 1, 0) の GP に換算する。
- (2) GPA 対象科目は 0-100 までの評価が行われた科目のすべてが対象となる。
- (3) 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった GPA 対象科目の評価を不受とし、GP は 0 となる。
- (4) 再履修して合格となった場合でも過去の不合格履歴が累積 GPA の算出対象となる。
- (5) 追試験・再試験と受験した GPA 対象かもくは、その評価を GP に換算する。

評点	評価	グレードポイント (GP)
100-90 点	秀	4
89-80 点	優	3
79-70 点	良	2
69-60 点	可	1
59-0 点	不可	0
0-100 点以外	不受	0
	放棄・その他	対象外

[GPA の算出式]

評価の各 GPA 対象科目の成績評価 (得点) を GP に換算し、これに科目の単位数を掛けた数の総和を、GPA 対象科目の単位数のそうで割ったものが GPA である。

- (1) GPA の計算方法は以下のとおりである。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の GP} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

[本学 GPA 制度の要点]

- (1) 不合格となった GPA 対象科目の GP は 0 とし、GPA 算出の対象となる。
- (2) 再履修をして合格となった場合でも、カモの不合格履歴が累積 GPA に反映される。
- (3) GPA の値は、小数点第 2 位まで (小数点以下第 3 位は四捨五入) 算出する。
- (4) 本学では、入学時から総合 GPA を算出する。GPA は成績通知書に記載される。

3. 学生指導のガイドライン

以下のような場合は、学生の修学状況に問題があると判断し、担任または学科長等で指導を行う場合がある。

- ① 学期 GPA が下位 4 分の 1 に属した場合、または楽器 GPA が 1.00 以下となった場合、あるいはその両方
- ② 発揮に修得した総単位数が標準単位数の 6 割 (本学では 10 単位) 以下の場合
- ③ 履修科目の授業への出席率が 8 割以下である場合、あるいはその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合また、以下の様な場合は、修学年限での卒業が危ぶまれると判断し、担任または学科長等により保護者 (父母等) の方に連絡を行う場合がある。

<p>④ 1年次の総修得単位数が著しく低い（10単位以下）、または就業年限できないことが確定した場合</p> <p>⑤ 半期に修得した総単位数が標準単位数の5割（本学では8単位）以下の場合</p> <p>⑥ 履修科目の授業への出席率が5割以下である場合、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合</p> <p>⑦ ①～③の基準に2期連続で該当となった場合</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>「和歌山信愛女子短期大学 GPA 基準」は「学生生活のてびき」の25～26ページで公表している。</p> <p>「学生生活のてびき」は以下のホームページで公開している。 https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-210.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/tebiki2022.pdf</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学では、学則において以下のとおり学位授与の方針を定め、毎年度3月に行われる単位認定のための教授会において、学生の卒業認定を行っている。

和歌山信愛女子短期大学学則

[目的および卒業認定・学位授与の方針]

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。

- 2 本学に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。
 - (1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にす愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。
 - (2) 職業人として、その使命に近いし、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。
 - (3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

[学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針]

第5条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り、食生活を通して人日の徒健康と維持増進することに貢献できる、専門的知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

保育科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

- 2 学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらを必要とする領域で、個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。
- (3) 実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身につけている（専門的技能）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力

して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。
- (3) 食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保育科

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や譲許に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行改善できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

上記の「和歌山信愛女子短期大学学則」は以下のホームページにおいて公開している。

<https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-297.php>

※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。

https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/gakusoku_r04.pdf

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	和歌山信愛女子短期大学ホームページ https://www.shinai-u.ac.jp/cat92/zaimu-jigyohoukoku.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/jigyohoukoku_r03.pdf
収支計算書又は損益計算書	同ホームページ 直アドレス https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/jigyohoukoku_r03.pdf
財産目録	同ホームページ 直アドレス https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/jigyohoukoku_r03.pdf
事業報告書	同ホームページ 直アドレス https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/jigyohoukoku_r03.pdf
監事による監査報告(書)	同ホームページ 直アドレス https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/kansahoukoku_r03.pdf

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 次のホームページにて公開している。 https://www.shinai-u.ac.jp/management/check.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/r3_jikohyouka.pdf https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/2021_ir_wshinai.pdf https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/2021_all_wshinai.pdf https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/2021_life_wshinai.pdf
--

(2) 認証評価の結果 (任意記載事項)

公表方法：

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 保育科・生活文化学科
教育研究上の目的 (公表方法：「和歌山信愛女子短期大学学則」) https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-297.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/gakusoku_r04.pdf
(概要) 本学では、学則において、以下のように教育研究上の目的を定めている。 学則 〔目的および卒業認定・学位授与の方針〕 第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。
卒業の認定に関する方針 (公表方法：「和歌山信愛女子短期大学学則」) https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-297.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/gakusoku_r04.pdf
(概要) 本学では、学則において、以下のように学位授与の方法を定め、卒業の認定を行っている。 和歌山信愛女子短期大学学則 〔目的および卒業認定・学位授与の方針〕 第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。 2 本学に 2 年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。 (1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。 (2) 職業人として、その使命に近いし、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。 (3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。 〔学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針〕 第 5 条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り、食生活を通して人日の徒健康と維持増進することに貢献できる、専門の知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

保育科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

2 学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらの知識を必要とする領域で、個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。
- (3) 実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身につけている（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。
- (3) 食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保育科

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。

- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や譲許に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行改善できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：「教育課程編成・実施の方針」）

<https://www.shinai-u.ac.jp/cat82/post-122.php>

※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/2022_cp.pdf

（概要）

本学では、教育課程の編成・実施の方針を以下のように定めている。

保育科

- 1) 一人ひとりを大切にする人間愛にあふれ、豊かな教養と知性を有した、心身ともに健康な女性を育てるために、基礎教育科目群と専門教育科目群を配置する。
- 2) 教育的愛情にあふれ、子どもを真に理解しようとする姿勢と保育に実践力、対人関係能力を兼ね備えた保育者養成するために、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を配置する。
- 3) 保育現場に起こる問題に臨機応変に対応し、新たな問題に対し自主的に問題解決に取り組むことができる、創造的思考力を持った人材を育成するために、実習科卒業研究、保育・教職実践演習（幼稚園）を配置する。
- 4) 地域社会の一員としての責務を認識し、生涯学び続ける態度を有するとともに、地域の人々と良好な人間関係を構築できる社会性と、奉仕の精神を身に付けた社会人を育成するために、専門教育科目群を配置する。

生活文化学科生活文化専攻

- 1) 一人ひとりを大切にする人間愛にあふれ、豊かな教養と知性を有した、心身ともに健康な女性を育てるために、基礎教育科目群と専門教育科目群を配置する。
- 2) 自らの個性を発揮して、地域社会で幅広く活躍できる能力を伸ばすために、「ライフデザイン」、「情報」、「キャリア」、「文化と社会」、「医療・介護・福祉」の5系列を配置する。
- 3) ビジネス社会や家庭で起こる諸問題に臨機応変に対応し、多様な課題に対し主体的に問題解決に取り組むことができる創造的思考力を持った人材を育成するために、生活文化ゼミを配置する。
- 4) 地域社会の一員として責務を認識し、生涯学び続ける態度を有するとともに、地域の人々と良好な人間関係を構築できる社会性と、奉仕の精神を身に付けた社会人を育成するために、専門教育科目群を配置する。

生活文化学科食物栄養専攻

- 1) 一人ひとりを大切にする人間愛にあふれ、豊かな教養と知性を有した、心身ともに健康な女性を育てるために、基礎教育科目群と専門教育科目群を配置する。
- 2) 少子高齢化社会において、人々の健康の保持・増進に寄与する人材を育成するために、栄養士養成課程を専門教育科目群に配置する。
- 3) 論理的な思考力と知識・技能に基づく適切な判断と実践的な問題解決能力を養うために、実験・実習科目および卒業研究を配置する。
- 4) 良好な対人関係を構築するためのコミュニケーション能力を磨き、チームワークの重要性を認識してリーダーシップを発揮できる社会人を養成するために、専門教育科目群を配置する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：「入学受け入れの方針」）

<http://www.shinai-u.ac.jp/cat82/post-124.php>

※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。

https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/2022_ap.pdf

（概要）

本学では、入学者受け入れの方針を以下の様に定めている。

保育科

- 1) 豊かな感性を持ち、子どもが好きで、人のために役立ちたいという熱意のある人
- 2) 基礎学力を備え、幼稚園教諭・保育士・保育教諭になるために意欲的に努力できる人
- 3) 保育に活かせる特技を持っている人、鍵盤楽器の演奏能力がある人、またはそれらを身に付ける意欲がある人
- 4) 多様な世代の人々と、良好な人間関係を築くことができる社会性のある人
- 5) 基本的な生活習慣や、マナーが身に付いている人

生活文化学科生活文化専攻

- 1) 身近生活（衣・食・住）や文化、デザインに関心のある人
- 2) 入学後の学習に必要な基礎学力と問題意識を十分に持ち、本専攻が掲げる5系列（ライフデザイン、情報、キャリア、文化と社会、医療・介護・福祉）の学問に取り組むことができる人
- 3) 基本的なマナーと自己管理能力を有し、これからの社会を生きていく上で重要な力となる「医療事務」、「情報処理士」、「秘書士」などの資格を積極的に取得し、地域社会で幅広く活躍するために努力できる人
- 4) クラブ活動、地域活動、社会活動などで積極的に自分の個性を伸ばしたいという明確な目的意識を持った人

生活文化学科食物栄養専攻

- 1) 人の痛みや苦しみに共感でき、感謝の心を持つ人間性豊かな人
- 2) 生物や化学に関心があり、食や健康について科学的に考えることができる人
- 3) 料理を作ることが好きで、栄養士になるために努力できる人
- 4) 人との関りを大切にし、コミュニケーション能力と協調性のある人
- 5) 食の専門的な知識と技能を活かし、社会に貢献したい人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：組織図は次のホームページに公表している。

<https://www.shinai-u.ac.jp/outline/organization.php>

※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。

https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/soshikizu_r04.pdf

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	2人	—					2人
保育科	—	4人	1人	3人	3人	0人	11人
生活文化学科	—	4人	2人	4人	3人	2人	15人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		50人					50人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：次のホームページで公表している。 https://www.shinai-u.ac.jp/teacher/					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
<p>本学ではFD委員会が中心となり、FD活動を以下のように行っている。</p> <p>FD委員会：年2回（6月頃と12月頃）</p> <p>授業の相互参観：11月頃、全教員が各2回、他の教員の授業を参観。報告書にまとめて提出する。</p> <p>FD実践報告書：年度末に全教員が1年間のFD実践についてまとめ、評価し、報告書として提出する。</p> <p>以上のFD活動および報告書については、自己点検評価報告書としてまとめHPで広く公開している。</p>							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
保育科	80人	72人	90%	180人	143人	79%	0人	0人
生活文化学科	90人	73人	81%	180人	148人	82%	0人	0人
合計	170人	145人	85%	360人	291人	81%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業生数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
保育科	75人 (100%)	1人 (1%)	69人 (92%)	5人 (7%)
生活文化学科	65人 (100%)	4人 (1%)	55人 (85%)	6人 (9%)
合計	140人 (100%)	5人 (3%)	124人 (89%)	11人 (8%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) 大阪大谷大学、桃山学院大学、和歌山県内市町村役場(保育士)、和歌山県内保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)、株式会社紀陽銀行、紀州技研工業株式会社、株式会社ニチイ学館、日本赤十字社和歌山医療センター、株式会社コムテック、日清医療食品株式会社、エーエムサービスジャパン株式会社、富士産業株式会社				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
保育科	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	0人 (%)
生活文化学科	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	0人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	0人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>全授業科目は、原則として各回の授業時間を100分とし、半期14回の授業計画で実施している。授業の方法および内容については、教務部が中心となって授業計画（シラバス）を作成している。シラバスはホームページから学生ポータル「シラバス検索」のURLにジャンプするように掲載している。</p> <p>授業計画書の作成にあたっては、以下の過程と内容で行っている。</p> <p>【シラバス記載項目】</p> <p>科目コード、科目名、担当者名、単位、種別、開講学科・専攻、開講期、必修・選択の別、授業の概要とキーワード、実務経験と教授内容、<i>アクティブラーニング</i>、地域の学修、関連するDP、学習成果の領域、学生の到達目標、授業のテーマおよび内容、評価方法と基準、評価方法、領域、評価の観点、割合、教科書、参考書、課題・試験等のフィードバック、予習・復習の内容と時間、免許・資格、受講要件等、オフィスアワー等</p> <p>【作成過程とスケジュール】</p> <p>12月 教務部より、各教員にカリキュラムマップ・科目コード一覧・授業担当科目一覧・シラバス様式・シラバス作成要領を配信し、以下の記載項目を含む授業計画の作成を依頼する。</p> <p>2月 授業計画の提出と教務部による内容確認、修正を行う。</p> <p>4月 ホームページおよび学生ポータルに掲載 新入生オリエンテーションおよび新2年生ガイダンスにて説明を行う。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>(授業科目の学習成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>本学ではシラバスに示された成績評価の方法・基準のとおり、以下の規程に従って成績を評価し、単位を認定している。</p> <p style="text-align: center;">学 則</p> <p>[単位の授与]</p> <p>第13条 各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。</p> <p>2 単位修得の任千絵の方法は、原則として、試験によるものとする。</p> <p>[試験等]</p> <p>第14条 試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。</p> <p>2 試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。</p>
--

[授業科目の評価基準]

- 第15条 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。
2 本条および前2条に関して、必要とする事項は別に定める。

単位認定規程

第2条 学業成績の評価は、試験成績、所定物および学習活動の評価等を総合し、授業科目担当者の責任において行う。学業成績評価60点未満は不合格とする。

第3条 本学における試験は、原則として次のとおり実施する。

- (1) 期末試験 原則として各期末に行う。
- (2) 再試験 講義・演習科目における学業成績評価の不合格者について実施する。ただし、通年科目は原則として学年度末に1回行う。
- (3) 追試験 学生が病気その他やむを得ない理由により期末試験または再試験を受験することができなかつたか者について実施する。
- (4) 授業科目担当者はレポート等によって前項までの試験にかえることができる。
- (5) 延期試験 学校保健安全法施行規則に定められる第一種、第二種感染症に罹患したことにより出席停止となり、試験(期末・追・再)を受験できなかつた学生に対し、届け出により実施する。
- (6) 臨時試験 各授業科目担当者において必要と認めた場合実施する。
- (7) 本状1から5に規定する試験を受けなかつた場合は、原則として単位を認定しない。
- (8) 本学で実施する各種の試験において、不正行為が発覚したときは、別に定める細則〔単位履修における内規(平成6年3月1日 一部改正施行) 試験時の不正行為に関する処置、第1条～第9条〕により処分させる。

第4条 各授業科目ごとの出席時間数が開講時数の2/3以上でなければ、原則としてその授業科目の評価を受けることができない。

2. ただし、3項に規定する実習科目を除き、実験・実習・実技科目については、開講時数の4/5以上出席しなければならない。
3. 学実習を伴う実習科目については、原則として開講時数(日数)のすべてにわたり出席しなければならない。
4. 遅刻は3回をもって1回の欠席とみなす。各授業時間の1/3を経過しての遅刻は欠席となる。

第5条 受験資格を失つた者は、各授業科目担当者の指示により、原則として次期の当該科目を受講した後その資格を得ることができる。

第6条 期末試験は一週間前に掲示予告し、各授業科目担当者が行うものとする。

2. レポート等の提出期限は厳守しなければならない。提出期限を過ぎた場合は原則として受理されない。

第7条 追試験・再試験に関する規程は、別にこれを定める。

第8条 学業成績の評価は、100点法をもってあらわす。ただし、授業科目の性質によっては、この評価法によらないこともある。

2. 学業成績評価の学籍簿への記載は、秀、優、良、可、不可の評語を用い次に示す基準により点数法から換算する。

評定	評点	評価の基準
秀	90点以上	完全にあるいは想定した以上の水準で到達目標を達成できている
優	80～89点	ほぼ完全に想定された到達目標を達成できている
良	70～79点	一部課題を残すが、概ね到達目標を達成できている
可	60～69点	到達目標において、最低限の基準を達成できている
不可	59点以下	到達目標の際基準を達成するには更なる努力が必要である

3. 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった授業科目の評価は不受とする。

第9条 学表成績評価 60 点以上を合格として当該学年に履修した単位を認定し、60 点未満を不合格として単位未認定とする。

第10条 1年次において単位未認定となった授業科目は、2年次に原則として当該授業科目を受講した後、所定の手続（第2条～第7条）を経た者について単位を認定する。

（客観的な指標の設定・公表および成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

本学では、成績評価の客観的な指標として GPA を採用し、以下の基準に基づき算定している。

和歌山信愛女子短期大学G P A基準

[GPA 算定基準]

- (1) 各 GPA 対象科目の得点を5段階（4, 3, 2, 1, 0）のGPに換算する。
- (2) GPA 対象科目は0-100 までの評価が行われた科目のすべてが対象となる。
- (3) 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった GPA 対象科目の評価を不受とし、GP は0となる。
- (4) 再履修して合格となった場合でも過去の不合格履歴が累積 GPA の算出対象となる。
- (5) 追試験・再試験と受験した GPA 対象かもしくは、その評価をGPに換算する。

評点	評価	グレードポイント (GP)
100-90 点	秀	4
89-80 点	優	3
79-70 点	良	2
69-60 点	可	1
59-0 点	不可	0
0-100 点以外	不受	0
	放棄・その他	対象外

[GPA の算出式]

評価の各 GPA 対象科目の成績評価（得点）を GP に換算し、これに科目の単位数を掛けた数の総和を、GPA 対象科目の単位数のそうで割ったものが GPA である。

- (1) GPA の計算方法は以下のとおりである。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の GP} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

この基準により算出したG P Aに修得単位数等の状況を加味した一覧を作成し、成績の分布状況に把握に努めるとともに、人物、学業成績とともに優秀で他の学生の模範と認められる学生を、卒業時に表彰し、レーヌ・アンティエ賞を授与している。

（卒業に認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

本学では、以下のとおり学位授与の方針を定め、毎年度3月に行われる単位認定のための教授会において、学生の卒業認定を行っている。

学 則

[目的および卒業認定・学位授与の方針]

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。

- 2 本学に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。
- (1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にす愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。
 - (2) 職業人として、その使命に近い、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。
 - (3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

[学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針]

第5条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り、食生活を通して人日の徒健康と維持増進することに貢献できる、専門的知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

保育科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

2 学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらを必要とする領域で個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。
- (3) 実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身につけている（専門的技能）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。
- (3) 食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技能）。

- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保育科

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や譲許に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行改善できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

学部名	学科名	卒業に必要な単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	保育科	62 単位	⑦・無	49 単位
		単位	有・無	単位
	生活文化学科 生活文化専攻	62 単位	⑦・無	49 単位
	生活文化学科 食物栄養専攻	62 単位	⑦・無	49 単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：「和歌山信愛女子短期大学G P A基準」を「学生生活のてびき」の25～26 ページで、「学生指導のガイドライン」を同28 ページで公表している。 「学生生活のてびき」は以下のホームページで公開している。 https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-210.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/tebiki2022.pdf		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：次のホームページ「令和4年度 教育研究上の基礎的な情報」において、「校地・校舎等の施設及び教育研究環境」「教育研究環境」及び校舎の平面図等を記載している。
<https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-336.php>
※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。
https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/kihon_jyouhou_map_r04.pdf

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
	保育科	716,000 円/1 年 696,000 円/2 年	200,000 円	292,000 円	2022 年より授業料変更
		円	円	円	
	生活文化学科	716,000 円/1 年	200,000 円	276,000 円	2022 年度より授業料変更
	生活文化専攻	696,000 円/2 年			
	生活文化学科	716,000 円/1 年	200,000 円	292,000 円/1 年	2022 年より授業料および実
	食物栄養専攻	696,000 円/2 年		282,000 円/2 年	験実習料変更

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組														
<p>(概要)</p> <p>学生生活のてびき 29～40 ページおよび 46 ページに記載している。 また、当該学生の手引きは次のホームページで公開している。 https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-210.php ※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。 https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/tebiki2022.pdf</p> <p style="text-align: center;">学生生活のてびき</p> <p>5. 公欠・忌引・その他</p> <p>(1) 所定の額を提出し審議を経て学長が認可した場合、公欠として出席扱いとする。</p> <p>(2) 忌引による欠席は次の範囲内において出席の扱いとする。ただし、その旨を届け出なければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一親等の直系尊属 (父・母)</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>二親等の直系尊属 (祖父母)</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>二親等の傍系者 (兄弟姉妹)</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>三親等の直系尊属 (曾祖父母)</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>三親等の傍系者 (伯叔父母)</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>その他同居家族</td> <td>1 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 学外実習については単位認定規程細則第 1 条が適用される。</p> <p>6. インフルエンザ等学校感染症に罹患した学生への対応</p> <p>(1) 学校感染症に罹患したと認められる場合、その学生は出席停止となる。</p> <p>(2) 出席停止期間中の授業については、欠席として扱う。ただし届出により配慮する場合がある。</p> <p>(3) 期末試験、追試験、再試験については、届出により延期試験を行う。</p> <p>(4) 延期試験の取り扱いについては期末試験等と同等のものとする (単位認定規定第 3 条(5))。従って、受験料は不要とし、評価は対象となる期末試験等の規定に従う。</p> <p>7. 休学・復学および退学 (転学)</p> <p>(1) 休学</p> <p>① 病気その他やむを得ない事由で引き続き 3 ヶ月以上欠席しようとする者は、休学</p>	死亡した者	日数	一親等の直系尊属 (父・母)	7 日	二親等の直系尊属 (祖父母)	3 日	二親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3 日	三親等の直系尊属 (曾祖父母)	1 日	三親等の傍系者 (伯叔父母)	1 日	その他同居家族	1 日
死亡した者	日数													
一親等の直系尊属 (父・母)	7 日													
二親等の直系尊属 (祖父母)	3 日													
二親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3 日													
三親等の直系尊属 (曾祖父母)	1 日													
三親等の傍系者 (伯叔父母)	1 日													
その他同居家族	1 日													

を願い出ることができる。(第32条)

休学を希望する学生は、所定の休学願を提出しなければならない。なお、傷病の場合は医師の診断書を必要とする。

② 休学は1か年以上にわたることができない。ただし、特別の事情があるときはさらに1か年延長することができる。(第33条)

③ 休学期間は在学期間に算入しない。(第33条)

(2) 復学

① 休学者は休学の事情がやみ、復学しようとするときは、これを届け出なければならない。(第34条)

この際、所定の復学願を提出しなければならない。ただし、病気による休学である場合は医師の診断書を必要とする。

② 退学者で再入学を願い出た時は、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。(第27条)

(3) 退学・転学

退学または転学しようとするときは、所定の様式の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。(第35条)

8. 各種警報発令時の授業計画について

(1) 暴風、大雨、洪水警報発令の場合

警報発令状況	授業実施計画
午前6時30分現在、 和歌山市に警報発令中の場合	家庭待機
午前6時30分以降、 午前8時30分までに警報解除の場合	第3限目より授業実施 (午前10時50分までに登学)
午前8時30分以降、 午前10時30分までに警報解除の場合	第5限目より授業実施 (午後1時までに登学)
午前10時30分現在、 警報発令中の場合 (それ以降に解除された場合を含む)	全日休講

[注] ①但し、暴風警報、大雨警報又は洪水警報等が学生の居住地又は通学経路に発令されたため欠席した授業の取扱いについては、やむを得ないと認められる場合に限り、願い出により配慮する場合がある。

②午前6時30分までに警報解除の時は、平常どおり授業実施。

(2) その他の警報発令の場合

警報発令状況	授業実施計画
和歌山市に高潮、津波等の警報が発令された場合、または和歌山市以外の県内あるいは隣接府県に暴風、大雨、洪水警報等が発令された場合。	平常どおり授業実施 ただし、登学についてはそれぞれの居住地の現状を観察のうえ、自主的に判断すること。

[注] 状況如何によっては休講措置をとる場合がある。その場合は連絡網を通じ、あるいは学内放送によって連絡する。

(3) 授業が警報の発令により休講となった場合、その後の授業計画は別途告知する。

(4) 和歌山市以外で大雨・洪水・暴風警報が発令し、登学するのが困難であったと判断

できる場合は、届出により配慮することがある。

9. 公共交通機関の運休に伴う授業計画

- (1) わかやま電鉄貴志川線が運休となった場合、下記要領により授業を実施または休講とする。

運休状況	授業実施計画
午前6時30分現在、運休の場合	待機
午前6時30分以降、 午前8時30分までに運転再開の場合	第3限目より授業実施 (午前10時50分までに登学)
午前8時30分以降、 午前10時30分までに運転再開の場合	第5限目より授業実施 (午後1時までに登学)
午前10時30分現在、運休の場合	全日休講

[注]①状況により登学不可能で欠席または遅刻のおそれのある時は、事前あるいは登学後速やかに担任に届け出ること。

②テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の情報に注意し、登学時は交通事情に十分留意すること。

- (2) 運休により休講となった場合のその後の授業計画は別途告知する。

- (3) JR等公共交通機関の遅延・運休により、登学するのが困難であったと判断できる場合、届出により配慮することがある。

10. 配慮を要する欠席の取り扱い

- (1) 以下の事由による欠席は、届出により配慮する場合がある。

- ①「学校保健安全法」に定める学校感染症に罹患した、あるいは感染した恐れがあることにより、出席停止となった場合
- ②学外実習に伴う欠席で、担当教員がやむを得ないと判断できる場合
- ③和歌山市以外で大雨・洪水・暴風警報が発令し、登学するのが困難であったと判断できる場合
- ④JR等公共交通機関の遅延・運休により、登学するのが困難であったと判断できる場合
- ⑤就職活動に伴う欠席で、キャリアセンター長がやむを得ないと判断できる場合
- ⑥その他、学長が認めた場合

(欠席への対応)

- (2) 上記事由により欠席した学生からの申請があった場合、教授会での審議を経て、学長は以下の対応を授業担当教員にとりよう指示するものとする。

- ①当該期間は欠席とする。
- ②資料の配布、授業範囲の確認および授業ポイントの説明、自習内容の指示、その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業にかかわる指導・援助
- ③当該期間の欠席に対する成績上の配慮
- ④前条第1号、2号及び学長が特に認める場合に限り、当該期間の欠席により、学生が受験資格を失う場合の補充授業の実施。行う場合は、担当教員は事務室へ届け出ること。

- (3) 許可を受けようとする者は、原則として欠席期間終了後の1週間以内に願い出を事務室に提出しなければならない。

11. 学生ポータルについて

今年度より全学生を対象に、学生ポータル（Active Portal）のサービスを開始します。学生ポータルとは、インターネットを通じて履修登録や休講等の情報を確認することができる便利なシステムです。ぜひご活用ください。

- おもな機能
 - ・履修登録・履修状況の確認
 - ・シラバスの確認
 - ・時間割の確認
 - ・学内お知らせ（休講情報、呼び出し等）の確認 など
- ログインについて
学生ポータルを利用するためにはログインID・パスワードが必要です。
必要な時期に配布します。
- 学生ポータルへのアクセス
下記 URL または QR コードからアクセスできます。
【学生ポータル URL】 <https://shinai-jc.ap-cloud.com/login>

IV. 学 生 生 活

1. 宗教的行事への参加

建学の基盤であるカトリック精神に基づく諸行事へは、全員で参加する。キリスト教的な人生観と倫理観を学び、愛と感謝の心を豊かに持ち、自己の持てる力を十分に発揮して活動できるように努める。周囲の人々に喜ばれ、尊敬される女性になれるよう祈る。

(1) 日々の祈り

毎日、昼休みの一時、各クラスの教員と学生は一堂に会し、祈りを捧げる。与えられた学びの機会に感謝し、「一つの心、一つの魂」の精神をもって過ごすことができるように祈る。

また、心を広く社会に向け、他者のために神の恵みを願う。

(2) ごミサ

聖母祭（5月）、追悼祭（11月）、クリスマス祭（12月）、卒業ミサ（3月）には全員ごミサにあずかる。沈黙、祈りの中で他学には見られない宗教的な雰囲気に触れ、感謝と愛の心を育てる。

2. 日常生活

(1) 2022年度 和歌山信愛女子短期大学 授業時間

限	時間割
1・2限	9：00～ 9：50
	9：50～10：40
休憩	10：40～10：50
3・4限	10：50～11：40
	11：40～12：30
昼休憩	12：30～13：10
HR	13：10～13：20
5・6限	13：20～14：10
	14：10～15：00
休憩	15：00～15：10
7・8限	15：10～16：00
	16：00～16：50
休憩	16：50～17：00
9・10限	17：00～17：50
	17：50～18：40

(2) クラス運営

- ① クラスには、総務・図書・環境衛生・聖母・体育・学園祭・会計の委員をおき、また、2年次にはこれに就職・アルバム委員を加え、全学的な委員会を構成する。
- ② 委員はクラス担任を中心に各担当教員とも絶えず連絡をとり、自主的なクラス運営につとめること。
- ③ 学生は委員を中心にクラス担任および各担当教員との人格的接触をはかるとともに、学生相互の人間関係を深めるよう努力すること。
- ④ 各願・各届類はクラス担任・事務室を通じて学長宛に提出すること。

(3) 学生証

- ① 学生証は常に携帯し、要請があったときは提示すること。
- ② 学生証は他人に貸与するまたは譲渡しないこと。
- ③ 学生証の紛失・盗難などの場合は、直ちに事務室まで届け出ること。

(4) 学習環境の整備

- ① 学生は特に学習環境の清掃美化に心掛け、清掃分担区域について責任をもつこと。
- ② 学内では清潔・静粛を保つため、指定の上履きを使用すること。
- ③ 学内の清掃は毎日励行すること。
- ④ 紙くずその他を散乱させないこと。講義室・図書閲覧室・実験実習室等においては特に注意する。

(5) 保健衛生

- ① 定期健康診断は必ず受診するとともに、診断後も特に注意を要する者は保健担当の指示に従い必要な再検査および治療を受けること。なお、完治後の証明はクラス担任を経て係に提出する。
- ② 学内において発病あるいは負傷した者は保健室を利用すること。

(6) こころの健康

本学では、学生の様々な悩みに応えるため学生相談センター（カウンセリングルーム）を設けている。これは学生生活上のあらゆる悩み・不安の解決の手助けをする相談機関である。ここでは守秘義務があり、本人の許可なく相談内容が外部に出ることはない。学生は気軽にこれらの機関を利用すること。

(7) 服装心得

- ① 服装は和歌山信愛女子短期大学の学生にふさわしく、清楚であることを心掛けること。
- ② 学章は所定の位置（左衿）につけること。

(8) 自動車通学

学内への自動車の乗り入れは許可制となっています。
自動車通学規程（抜粋）

(目的)

第1条 この規定は、和歌山信愛女子短期大学（以下「本学」という。）における自動車通学が許可された学生に対しての自動車通学に関する規定を定め、自家用自動車による通学（以下、自動車通学という）中の安全を図ることを目的とする。

(許可基準)

第2条 自動車通学の許可基準は次の通りとする。通学のための居住地から本学までの直線距離が半径6km以遠とする。

(駐車料金)

第4条 本学駐車場に駐車料金として半期10,000円を納めることとし（ただし、科目等履修生は5,000円とする）、途中で駐車許可の取り止め、又は、退学に関した場合の駐車許可の取り止めと、本学からの駐車許可書の取り消し処分に該当した場合は、一旦納められた駐車料金については、返納しないこととする。

(厳守)

第7条 自動車通学者は、道路交通法および関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意して安全運転を行わなければならない。なお、構内においては、以下の文を順守すること。

(運転者の自己責任)

第8条 自動車通学者が運転中に起こした事故については、構内外を問わず本学は一切責任を負わない。

(不許可・許可の取り消し)

第9条 本学は、自動車通学者が次の各号の一に該当するときは、自動車通学の許可を認めない。なお、規程に反する場合には、許可を取り消す。

- (2) 違反件数が多く、あるいは飲酒運転など通常運転者が有すべき倫理が欠如した悪質な法令違反の事実が明らかになった時
- (3) 運転を維持できない状態や精神状態にある時
- (4) 指定駐車位置への駐車が再三の注意にもかかわらず守られていない時
- (5) 申出・提出書類に変更事由があったにもかかわらず申告されない時
- (6) 第2条第2号に定める保険契約が規定外の条件に変更または解除した時
- (7) 自動車通学許可者(1名)以外の搭乗者があった時
- (8) その他道路交通法および関係諸法令、当該規程に違反する行為があったとき守衛室前での一時停止により許可書カードの提示義務を怠った場合や、指導に従わない時
- (9) 学生部は、違反者について注意を行い、違反を重ねる場合は、学長により自動車による入構許可を取り消す

(許可証の返還)

第10条 第9条の規定により既に与えた許可を取り消した場合は、遅滞なく許可証を返還するものとする。在学中は、許可証の再申請はできない。

(9) 喫煙

学生は学内での喫煙を禁止する。喫煙が明らかになったときは処罰される。

(10) 賞罰

- ① 学業・徳行その他の業績において特に優秀と認められた学生に対して、表彰することがある。(第50条)
- ② 学生が本学の規則に反するか、または学生の本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。懲戒は訓告・停学・退学とする。(第51条)
なお、この条項は当該学生に対しクラス担任・学生部生活指導担当の十分な指導助言努力がなされた後に適用される。

(11) 掲示・印刷物の刊行・配布等

- ① 学校が行う掲示について
 - 学生に対する公示・通知等は、それぞれ所定の掲示版によってなされる。登学の際には必ず掲示物を確認すること。
 - 掲示物は許可なしに勝手に手を加えたり、取り外したりしないこと。
- ② 学生が行う掲示について
 - 学生が本学において掲示しようとする場合は、事前に学生部の許可を受けること。
 - その際、掲示責任者は氏名・掲示期間等を明記し、所定の場所に掲示すること。
 - 掲示期間は掲示の日より2週間以内とする。掲示期間が過ぎれば掲示責任者はただちに掲示物を取り除くこと。

(12) 集会等

- ① 学生が学内外において集会その他で行事および合宿等の団体活動をしようとする場合は、事前に学生部を通じて学長に集会・合宿・学外団体参加許可願を提出し、指導と助言を受けること。
- ② 届け出は原則として1週間前にすること。

(13) 学生旅客運賃割引発行規定

- ① 学生は学割証の交付を受ける場合、学割証交付願に必要事項を記入のうえ、事務室へ申し込むこと。
- ② 学割証の交付は1回につき2枚を限度とし、その使用は本人に限る。ただし、実習・実験・学外受講・就職等のために使用する場合は、この限りではない。

(14) アルバイト

アルバイトは学業に支障のない範囲にとどめること。

(15) 住所・保護者等の異動

これらの各事項に異動があった場合は、直ちに保護者・本人連署のうえ事務室に届け出ること。

(16) その他

- ① 学生は非常の際には別に定める防災計画にもとづいて行動すること。
- ② 学内の施設・備品等を使用するときは、事前に関係教員に学校施設使用願を提出し許可を受けること。
- ③ 学生が午後 6 時 30 分以降も学内に留まる場合は、関係教員を通じて事前（午後 5 時半まで）に事務室へ届け出ること。（退出時刻の延長届）

3. 課外活動

豊かな人間性の育成と教養を高め社会性の発達をはかるためには、専門領域における知識の習得のほかに学術研究・社会・芸術・スポーツ・レクリエーションなどに関する課外活動に積極的に参加することが望ましい。

○課外活動は次の 2 つに分類される。

(1) 大学が企画する課外芸術活動

現在、大学が行っている課外芸術活動には下記のものがある。

着装・書道・茶道

(2) 学友会の規約にもとづくクラブ・同好会活動

現在、別に定められたクラブ・同好会活動における申し合わせ事項にもとづき、活動が行われている。

○クラブ

○同好会

・聖歌隊

・卓球

・陶芸

・信短フォトサークル

・ダンス

・アニメーション

4. 学友会

(1) 本会は和歌山信愛女子短期大学学友会と称し、本学学生をもって構成する。

(2) 本会は本学の指導のもとに学生の自発的な知的・社会的・芸術的・体育的な活動をとおして豊かな人間性を育成するために、次の事項について企画・運営する。学生はこれに積極的に参加することを目指す。

- ① 学生の企画するスポーツ大会・文化活動
- ② クラブ・同好会活動
- ③ その他

(3) 本会の会費は年額 1,200 円とし、在籍 2 年間の会費として 2,400 円を入学時に一括して納める。ただし、いったん納入した会費は返却しない。

5. クラブ・同好会活動における申し合わせ事項

本学では下記の申し合わせによりクラブ・同好会の設立および運営を行う。

[構成]

本学のクラブ・同好会は本学学友会々員をもって構成する。

[設立]

1. クラブ・同好会を新設しようとする場合は、代表者 1 名を含む所属員 5 名以上の名簿を総務委員会に提出し、クラブ・同好会新設の承認を得たのちに学長の許可を得なければならない。
2. クラブ・同好会には研究会等の名称を用いることができる。

[顧問]

1. クラブには顧問をおく。

2. 顧問は各クラブの依頼にもとづき本学専任教職員中より、学長が委嘱する。顧問はクラブ運営に関し、指導助言を与える。
3. クラブに学外の指導者を必要とする場合は、〔学外指導者承認願〕を学生部を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。また、学外指導者が団体等に勤務している場合は、その所属長の許可書を必要とする。

〔代表者会議〕

クラブ・同好会委員会は各クラブ・同好会により選出された代表者1名によって構成し、各クラブ・同好会の事務的調整を行う。

〔会計〕

1. クラブは学友会から活動に要する経費の援助を受けることができる。
2. 同好会は原則として学友会から活動に要する経費の援助を受けない。ただし、学生部および総務委員会の判断により、これを受けることができる。
3. クラブ・同好会への経費の援助は援助資格をもつクラブ・同好会の申請にもとづき学生部において原案を作成し、クラブ・同好会委員会において調整し、総務委員会で議決決定される。
4. 学友会から援助を受けたクラブは、会計責任者が用途を示す書類を添付した会計報告書を総務委員会に提出しなければならない。

〔部への昇格〕

1. 同好会は満3か年の活動を経たのち、クラブに昇格することができる。
2. クラブへの昇格を望む同好会は2年にわたる年間活動報告を添え、総務委員会にその旨を届けなくてはならない。総務委員会はこれを審議決定し、学生部に報告しなければならない。
3. 昇格を認められた同好会は原則として次年度より学友会からの経費の援助を受けることができる。

〔学外活動〕

クラブ・同好会が学外団体に加入するときは、学生部を通して学長に願い出なければならない。

〔活動報告〕

1. 各クラブ・同好会の責任者は活動計画書および所属員の氏名・人数等を年度始めに学生部に提出しなければならない。
2. クラブおよび経費の援助を受けた同好会の責任者は年間の活動報告書をクラブ・同好会委員会を通して総務委員会に提出しなければならない。

〔大学施設の使用〕

1. クラブ・同好会は本学の施設を利用することができる。
2. 施設利用計画はクラブ・同好会委員会で審議され、学生部および施設管理責任者の承認を要する。

〔廃止〕

1. クラブ・同好会を廃止する場合は総務委員会に報告し、その承認を得たのち、学長の許可を得なければならない。
2. 本学の名誉をいちじるしく傷つけ、あるいはこの申し合わせ事項を遵守しないクラブ・同好会、またはクラブ・同好会としての活動がいちじるしく沈滞していると判断されるクラブ・同好会に対して、クラブ・同好会委員会はこれを勧告すると同時に、その旨を総務委員会に報告しなければならない。
3. 総務委員会はクラブ・同好会委員会の勧告後1か年を経過してなお、クラブ・同好会再建がされないと判断した場合、クラブ・同好会委員会の同意の上、学長の許可を得て、本学のクラブまたは同好会として資格を取り消すことができる。

〔改正〕

この申し合わせの改正はクラブ・同好会委員会および総務委員会で3分の2以上の多数決で議決され、学長の承認を得なければならない。

〔施行〕

この申し合わせは総務委員会で審議可決されたのち、すみやかに施行されるものとする。

る。また、この申し合わせは新たな学友会々則が施行されるまでの期間において有効とし、新たな学友会々則が施行されたときには破棄される。

V. 奨学制度について

奨学金については、制度の趣旨や条件等を確認し応募してください。募集は掲示やWebでお知らせしますので、応募漏れのないようご注意ください。
主な奨学金の概要は次のとおりです。

1. 日本学生支援機構奨学金 (<http://www.jasso.go.jp>)

制度の趣旨	経済的理由により修学困難な優れた学生に対し、学資の貸与を行う	
種類	第一種奨学金	無利子:※本人が選択 (自宅通学) 20,000円、30,000円、40,000円、53,000円 (自宅外通学)20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円
	第二種奨学金	有利子(上限年3%):月額2万円~12万円(1万円単位)から選択 ※年度の途中で月額を変更することも可能
	緊急採用・応急採用	主たる家計支持者の失職、病気、災害等により、1年以内に家計が急変した場合、年間を通じて随時申請可能(貸与期間は緊急採用、応急採用により異なる) 貸与内容は、第一種奨学金、第二種奨学金と同様 該当するかどうかは、事務室にて要確認
貸与期間	奨学生採用時から卒業期まで (ただし、2年次への「継続願」を提出して継続が認められた場合)	
学力基準	1年次	2年次
	第一種:高校の成績3.5以上 第二種:平均水準以上	第一種:成績上位者(3分の1以内) 第二種:平均水準以上
申請方法等 (定期採用の場合)	①4月初旬から中旬の間に開催される説明会に出席 ②必要書類(所定用紙、収入に関する証明書等)を事務室へ提出 ③インターネットを利用した申し込み	
採用までの手続き	①被推薦希望者の学内選考を行い、本学から日本学生支援機構に推薦 ②日本学生支援機構で奨学生を決定し、本学経由で本人に通知(6~7月頃) ③指定口座へ入金(以後は基本的に毎月入金) ④奨学生証、返還誓約書等を受け取る ⑤返還誓約書(返還に関する手続書類)を提出(返還開始は卒業後)	
返還方法	卒業後に一定額を月賦または月賦・半年賦併用(本人が選択)により、定められた期間内に返還 貸与終了月の7ヵ月目から、指定口座からの自動引落により返還が開始	

2. 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)

文部科学省 (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

日本学生支援機構奨学金 (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>)

制度の趣旨	経済的に困難な学生を支援
高等教育の修学支援新制度内容(2つの支援)	①授業料等の減免(授業料と入学金の免除又は減免) ②給付奨学金(原則返還が不要な奨学金)
支援対象学生	①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 ②学業要件は明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極め支援する
支援の金額	①世帯の収入がどれくらいか ②自宅から通うか、一人暮らしかなどによって異なる

3. その他 詳しくは各ホームページをご覧ください。

- ・公益財団法人交通遺児育英会
- ・和歌山県修学奨励金貸与制度
- ・和歌山県保育士修学資金(募集がある場合はお知らせします。学内受付)

VI. 図 書 館

1. 開館時間

平 日 8：50～17：20 ※本の貸出業務は17：15まで

土 曜 日 9：00～13：30

☆休館日 日曜日、国民の祝日（授業開講日を除く）、創立記念日、本学休校日、年末年始（12/29～1/5）その他の臨時休館日、利用時間の変更は適時掲示する。

2. 利用方法

利用者統計をとるため、館内利用者は入館の際に、各所属学科の番号札を所定のかごに入れること。

(1) 貸出：借りたい資料に図書館利用カードを添えて、カウンターに提出する。

貸 出 数…5冊以内（ただし、長期休暇中は10冊以内）、雑誌3冊（ただし、長期休暇中は5冊以内）、視聴覚資料3点以内

貸出期間…図書・雑誌（最新号を除く）：7日、視聴覚資料：3日（学外持出不可の資料は当日）

◎卒研貸出…30日、長期休暇中の貸出期間は適時掲示する。

※延滞した場合は、督促期間（2日）を過ぎ、延滞した日数分だけ、その利用者の貸出を停止する。

(2) 返却：返却する資料をカウンターに提出する。時間外には、返却ボックスの中に入れる。（視聴覚資料は必ずカウンターに返却すること）

3. 文献複写について

館内資料の複写は、カウンターに申し出て「資料複写申込書」を提出する。コピーは図書館員が行う。複写料は、用紙の大きさに関係なくモノクロコピーは10円、カラーコピーは50円とする。なお、貸出済みの資料やノート等のコピーが必要な場合は、図書館前のコピー機を使用すること。コインキットを備えつけてあり、セルフサービスで行うこと。

4. 購入希望図書

購入してほしい本などがあれば、館内にあるリクエストカードに必要事項を記入し、リクエストボックスに入れる。ただし、全てのリクエストに応えられるとは限らない。

5. 閲覧・貸出の諸注意

(1) 事典（辞書）、参考図書、雑誌類（最新号）は、原則として禁帯出とする。

(2) 書架から取り出した資料は、必ず元の場所に戻すこと。

(3) 資料・図書館利用カードの又貸しをしないこと。

(4) 静寂を守ること。

(5) 館内での飲食はしないこと。

(6) 緊急時以外の携帯電話での通話はしないこと。

6. 各研究室保管の図書

(1) 閲覧については、各研究室責任者の許可を得て、指示された場所で閲覧すること。

(2) 貸出は原則として認めない。

X. 学生生活に直接関係のある窓口

教 務 部

学科課程	単位履修上の諸問題に関する指導 各種免許、資格取得に関する指導
指導企画	学生と対象とする諸行事の企画、助言、学内集会、学生の掲示物、印刷等の指導助言
生活指導	学内外の生活指導の一般、学生の通学に関する諸事項。 学内の学生生活における項目（服装、退出時刻の延長届等）

保健 環境整備 福利厚生	定期健康診断、学内における発病あるいは負傷に関する事 学習環境の美化に関する事。 アルバイトの指導助言、レクリエーション、学生食堂、遺失物等 に関する事。
宗教部	
宗教活動	宗教行事、日々の祈り、聖書研究等に関する事。
社会福祉	社会福祉活動
学務委員会	
儀式	学内式典に関する事
キャリアセンター	学生のキャリア教育並びに進路・就職支援、インターンシップに 関すること。4年制大学等編入学・進学への助言及び支援
学生相談センター	学生生活上のあらゆる悩み・不安の解決の手助けをする相談機関
事務部	
学生窓口	平日 8:30～17:30 土曜日 9:00～13:30
会計係	学納金の出納等 会計事務全般
教務係	受講登録に関する事 前・後期試験の成績通知 講義時間の変更や休講等の連絡 追、再、延期試験の申し込み受付
庶務係	各種証明書の発行（発行には1日を要する） 奨学金に関する事 学生証の発行 旅客運賃割引証（学割証）の発行 住所・氏名等の変更に関する事 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に関する 事 学生納付特例制度（国民年金保険料学生納付特例申請書）に関する 事 教材用消耗品の受渡し

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

学生生活のてびき 41 ページから 44 ページに次のとおりに掲載している。

また学生生活のてびきは次のホームページに公開している。

<https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-210.php>

※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも
表記いたします。

<https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/tebiki2022.pdf>

編 入 学

学生生活のてびき

本学卒業後に、4年制大学への編入学および他の教育機関への進学を希望する学生に
対し、情報の提供と受験のための助言及び支援を行っている。

1. 助言・支援機関（窓口）
各クラス担任・副担任及びキャリアセンターに相談すること。
2. 情報の提供
4年制大学等編入学・進学のご案内
キャリアセンターの「編入学関係資料コーナー」（学生出入り口付近）で詳細な資
料を自由に閲覧できるので、積極的に活用すること。
3. 主な編入学指定（協定）4年制大学
大阪青山大学 健康科学部

大阪経済法科大学	経済学部 経営学部 国際学部 法学部
大阪産業大学	経営学部
岡山学院大学	人間生活学部
関西福祉科学大学	社会福祉学部 社会福祉学科・心理科学科
吉備国際大学	社会科学部 農学部
京都光華女子大学	健康科学部 キャリア形成学部
京都ノートルダム女子大学	国際言語文化学科 現代人間学部
神戸学院大学	人文学部
四天王寺大学	人文社会学部 日本学科・国際キャリア学科・社会学科・人間福祉学科
聖徳大学	児童学部 心理・福祉学部 文学部 音楽学部
種智院大学	人文学部
千里金蘭大学	生活科学部 食物栄養学科・児童教育学科
相愛大学	人文学部 人間発達部
園田学園女子大学	人間教育学部 児童教育学科
太成学院大学	人間学部
中国学園大学	現代生活学部
東海学院大学	人間関係学部 健康福祉学部
東京純心大学	現代文化学部
東洋学園大学	グローバル・コミュニケーション学部 人間科学部
徳島文理大学	現代経営学部
兵庫大学	人間生活学部
びわこ学院大学	健康科学部
平安女学院大学	教育福祉学部
桃山学院大学	子ども教育学部
	国際教養学部 社会学部 法学部 経済学部
	経営学部

(注) 上記の4年制大学は本学を指定校又は協定校としているので、受験・進学に際して有利である。

4. 編入学合格・進学実績〔複数名合格を含む〕

- 【国立大学】 香川大学 島根大学 大阪教育大学
- 【私立大学】 愛知学院大学、英知大学、大阪経済法科大学、大阪産業大学、大阪樟蔭女子大学、大阪大谷大学、関西外国語大学、関西福祉科学大学、京都外国語大学、京都精華大学、京都ノートルダム女子大学、近畿大学、神戸学院大学、神戸女子大学、神戸親和女子大学、四天王寺大学、白百合女子大学、千里金蘭大学、帝塚山学院大学、同志社女子大学、徳島文理大学、奈良大学、ノートルダム清心女子大学、梅花女子大学、兵庫大学、桃山学院大学、立命館大学
- 【専門学校等】 大手前栄養製菓学院専門学校、南海福祉看護専門学校、和歌山県立高等看護学院、和歌山市医師会看護学校、ESP エンタテインメント大阪、和歌山県歯科衛生士専門学校、よしもとクリエイティブアカデミー

VIII. 就 職

1. 学校が斡旋する場合

- (1) 企業等からの求人やインターンシップ等の就職関連情報は、本学在学生向けの就職支援サイトにて公開し、携帯電話やパソコン等を利用して自由に閲覧することができる。また、上記サイトに掲載されていない求人等については、キャリアセンター等へ掲示する。

- (2) 就職を希望する学生は、本学在学生向けの就職支援サイトへ進路希望を登録し、就職活動全般において、クラス担任及びキャリアセンターにて助言及び支援を受けるものとする。なお、就職活動時に必要な各種証明書の交付を受ける際は、「証明書交付願」に必要事項を記入のうえ事務室に願い出ること。
- (3) 受験の結果については、クラス担任及びキャリアセンターへ報告のうえ、本学在学生向けの就職支援サイトへ「進路決定届」を提出すること。
- (4) 最新の就職関連情報を得て行動に移すことが重要であるため、キャリアセンターを積極的に活用すること。
2. 就職支援スケジュール (科・専攻により多少異なる)

学年	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年生	会社説明会参加											→	
	エントリー・エントリーシート提出	→			→								
	選考試験 (筆記・面接)	-----											→
	内定	-----											→
	就職相談 (個別)												→
1年生	就職ガイダンス	○											
	インターンシップガイダンス	○											
	インターンシップフォローワーク (自己分析、業界・職種・企業研究、エントリーシート作成、ビジネスマナー、その他注意点等)		←→										
	夏季インターンシップ (実習)						←→						
	インターンシップ報告会								○				
	適職診断 (職務適正テスト受験講座)										○		
	業界研究会参加											○	
	グループディスカッションの進め方											○	
	模擬面接 (グループ・個人)											←→	
	春季インターンシップ												←→
	筆記試験対策 (SPI能力検査他)												←→
	会社説明会・セミナー等参加											←→	→
	エントリー・エントリーシート提出												→

学年	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
キャリアセンター	履歷書・エントリーシート添削	←											→
	面接対策 (模擬面接他)	←											→
	就職活動に関連する各種相談受付 (個別対応)	←											→
	筆記試験対策 (SPI能力検査他)	←											→

※キャリアセンターのメールアドレス: syusyoku@shinai-u.ac.jp



<QRコード入力用>

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

学生生活のてびきの 34 ページおよび 49・50 ページへ次のとおりに記載している。

また、当該学生の手引きは次のホームページで公開している。

<https://www.shinai-u.ac.jp/management/post-210.php>

※HP リニューアル中につきアドレスが変更される場合がありますので、直アドレスも表記いたします。

<https://www.shinai-u.ac.jp/shuugakushien/tebiki2022.pdf>

学生生活のてびき

IV. 学生生活

2. 日常生活

(5) 保健衛生

- ① 定期健康診断は必ず受診するとともに、診断後も特に注意を要する者は保健担当の指示に従い必要な再検査および治療を受けること。なお、完治後の証明はクラス担任を経て係に提出する。
- ② 学内において発病あるいは負傷した者は保健室を利用すること。

(6) こころの健康

本学では、学生の様々な悩みに応えるため学生相談センター（カウンセリングルーム）を設けている。これは学生生活上のあらゆる悩み・不安の解決の手助けをする相談機関である。ここでは守秘義務があり、本人の許可なく相談内容が外部に出ることはない。学生は気軽にこれらの機関を利用すること。

XII. 災害対策について

● 地震対策

1. 警戒宣言発令時の対応

- (1) 警戒宣言が発令された時は、解除まで休校とする。
- (2) 学生は速やかに下校する。ただし、交通機関の混乱あるいはマヒ常態が予想されるので、大学または公共機関（警察・消防署・駅等）の指示により時差下校を行う。状況によって下校不能の場合は、大学内または指示された避難場所で待機する。

2. 地震発生時の対応

- (1) あわてて外へ飛び出したりせず、冷静に周囲の状況および地震の大きさ、距離を判断する。
 - ① 横ゆれの時間が長く比較的ゆっくりした地震は、震源地が遠く割合に安全である。
 - ② 突然、大きく縦にゆれ、震幅が早く、立ってられないほどの地震は、震源地が近く、規模も大きく、相当の被害が予想される。
- (2) 沈着かつ敏速に次の行動をとる。
 - ① 火気の始末をする。（電気器具のスイッチを切り、最悪の場合は電源を切る。化学薬品、危険物等の始末をする。）
 - ② 部屋の出入口、非常口等の扉を開ける。
 - ③ ガラスの破片、蛍光灯の破裂、落下その他の倒壊物などに注意して、頭を覆い、机の下などに身を伏せる。
- (3) 状況によって屋外に避難する。避難時には特に次の事項に留意する。
 - ① 避難開始は周囲の状況にもよるが、原則としては防災対策本部（本学受付前に設置）からの指示によって行うものとする。
 - ② 地割れ、落下物、倒壊物、外壁の崩壊等を警戒し、特に頭部を覆うこと。
 - ③ 避難経路および非常口は別図によるが、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖およびその他危険物がある場合は、避難経路を即時判断して変更することがある。（防災対策本部からの指示に注意すること）

④ 前の人を見失わないように注意して、できるかぎり指定の避難場所に集合し、人数を確認して係に報告する。

⑤ 指定避難場所

集合場所 ピロティ（1F中庭）

避難場所 グラウンドまたは、正門横駐車場

3. 地震後の諸注意

(1) 余震等による火災を防ぐため、厳重に警戒すること。万一火災発生に気づいたら極力初期消火につとめるとともに、直ぐに本部に報告する。

(2) 災害時は、デマに惑わされやすいので、消防署、警察署等の責任ある正しい情報に従う。

(3) 交通機関のマヒおよび自宅付近の被害等により、帰宅が不可能と思われる場合は、大学に留まることができる。

*平常から自宅以外に臨時に身を寄せることのできる家を定めておくことが望ましい。5

● 火災対策

1. 防火について

ホームルームや関係する教室周辺に設置している消火器、消火栓、防火扉、非常ベルの押しボタン等の防火設備について、日頃から確認しておき、いざという時の対応に心掛けること。

2. 火災発生時の対応について

(1) 火災を発見した場合、大声で周囲に知らせるとともに、非常ベル等の押しボタンを押す。現場に複数の者がいる場合、適切に分担し、通報、連絡、初期消火を状況に応じて行う。

(2) 火災が初期の場合、周辺の消火器を手順に従って操作し、手早く消し止め、その後再燃を防ぐため水をかけ、完全に消火する。

(3) 消しとめられなかった場合は、無理せず、日頃の火災避難訓練どおり教職員の指示に従って速やかに避難場所に避難する。

(4) 煙が出ている場合はハンカチ等で口を押さえ、煙を吸い込まないようにし、姿勢を低くして避難する。

3. 防災避難訓練について

(1) 毎年実施する防災避難訓練には、必ず全員参加し、実際に災害が起こったつもりで、真剣に取り組む。

(2) 日常から、身の回りや教室などを整理しておき、いざという時スムーズに行動できるように心掛けるとともに、履物等にも配慮しておく

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：次のホームページ 研究情報の各研究者のページに公開している

<https://www.shinai-u.ac.jp/teacher/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		45人	44人	49人
内 訳	第Ⅰ区分	29人	27人	
	第Ⅱ区分	－人	11人	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				49人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	一人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F230310109397
学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		45人	44人	49人
内 訳	第Ⅰ区分	29人	27人	
	第Ⅱ区分	-	11人	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				49人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	-
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間		前半期	0人 後半期
			0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
G P A等が下位4分の1		0人	-
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。